

届出が必要な加算等及び添付書類(居宅介護支援)

- ・加算の算定要件については、厚生労働省告示等に示されていますので、各自で確認してください。
- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙3-2)及び介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-1-2)の他に以下の添付書類を提出してください
- ・この表に記載されている添付書類以外にも、書類の提出を求められることがあります。

サービス名	届出が必要な加算等	添付書類		
居宅介護支援	ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置の体制 ※R6年度新設	なし	※既存算定事業所に係る令和6年4月以降取扱い 要件に該当する場合は新たに届出が必要。 ※届出がない場合は「なし」とみなす(「情報通信機器等の活用等の体制」に該当していた場合含む)	
	特別地域加算	※札幌市は該当しない加算		
	中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)	※札幌市は該当しない加算		
	中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況)	※札幌市は該当しない加算		
		※Ⅰ～Ⅲを届け出る場合 ■特定事業所加算・特定事業所医療介護連携加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書(居宅介護支援事業所)【別紙36】 ※(A)を届け出る場合 ・特定事業所加算(A)に係る届出書(居宅介護支援事業所)【別紙36-2】		
	特定事業所加算Ⅰ～Ⅲ 特定事業所加算(A)	【Ⅰ～Ⅲ及び(A)共通】 上記(別紙)に次の書面を添付してください。 ■従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表【参考様式1-1】※算定開始月分 ■当該事業所に勤務する介護支援専門員一覧【参考様式9】 ■介護支援専門員証(写)※全員分 ■主任介護支援専門員研修修了証(写)※全員分 ■実習等の受入に同意していることが分かる書面(写)	令和6年3月を引き継ぐ	
	特定事業所医療介護連携加算	特定事業所加算・特定事業所医療介護連携加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書(居宅介護支援事業所)【別紙36】	令和6年3月を引き継ぐ	
ターミナルケアマネジメント加算	特定事業所加算・特定事業所医療介護連携加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書(居宅介護支援事業所)【別紙36】	令和6年3月を引き継ぐ		